

# 帳票に印字される文字の字形の変更について

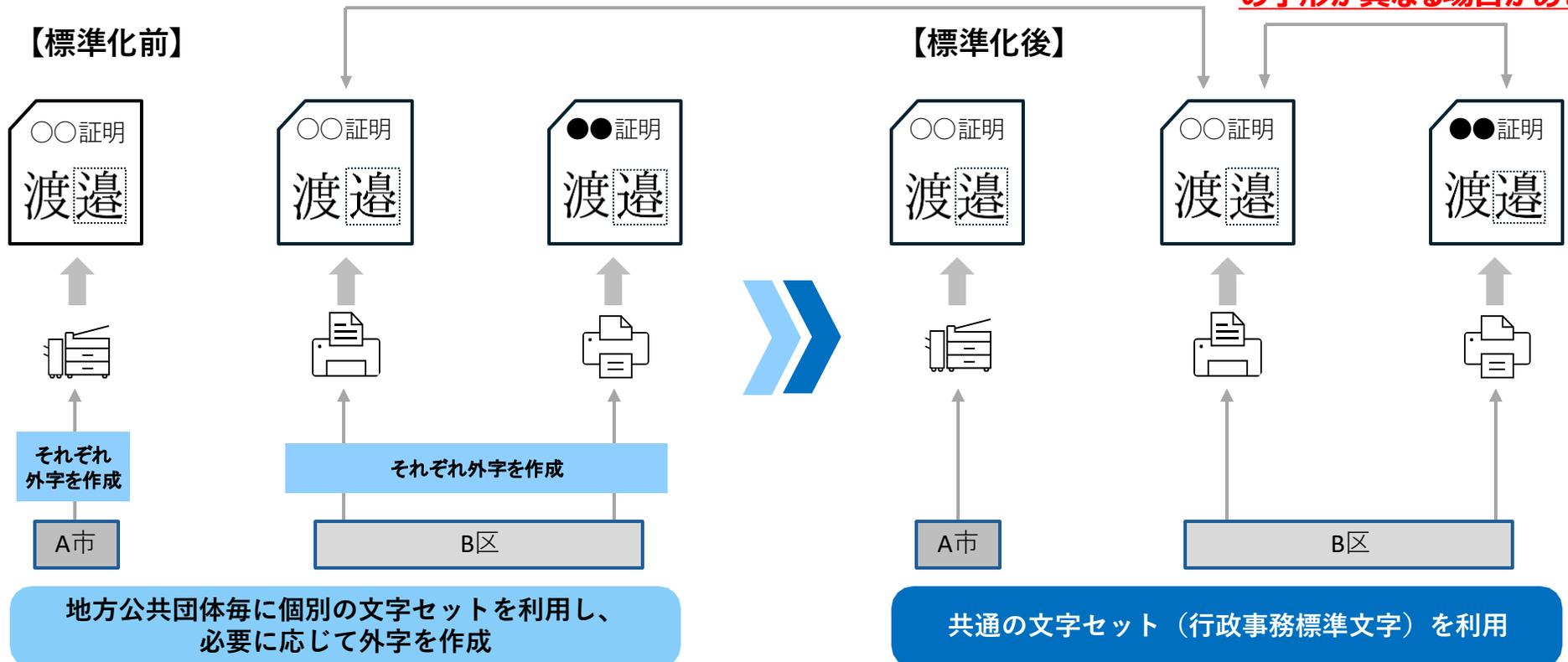
(別紙2)

地方公共団体情報システムの氏名等の文字を、行政事務標準文字とする。  
文字の標準化後は、帳票に印字される文字も行政事務標準文字となる。

## 文字の標準化のイメージ

過去に発行された書類と文字の字形が異なる場合がある

同じ地方公共団体の発行する帳票であっても各システムの移行時期の差により文字の字形が異なる場合がある



# 帳票に印字される文字の字形の変更について

## 具体的な字形の変更イメージ

【細部が変わる例】

上 → 上  
両 → 両  
予 → 予

【デザイン差で字形が変わる例】

硬 → 硬    朗 → 朗    𠂇 → 形    記 → 記  
器 → 器    乘 → 乘    包 → 包    俛 → 俛  
嶋 → 嶋    蟪 → 蟪    弥 → 弥    杵 → 杵  
替 → 替    前 → 前    堦 → 堦    仰 → 仰  
蔗 → 蔗    猪 → 猪    台 → 台    啟 → 啟  
佶 → 佶    梢 → 梢    𠂇 → 𠂇    芽 → 芽  
亨 → 亨    爭 → 爭    靜 → 靜    偵 → 偵

※上記は一例であり、ほかにも字形が変わる文字はある。

左側が現在のシステムで使用されている文字、右側が行政事務標準文字となる。デザイン差で字形が変わる方は0.5～1%程度と見込んでいる。

# (参考) 文字の標準化の移行期間と経過措置期間について

原則、2025年度末までに文字の標準化に対応したシステム（以下、「標準準拠システム」という。）へ移行が行われる。ただし、2026年度以降に標準準拠システムに移行する地方公共団体もある。また、文字の標準化については経過措置がある。

**【原則】戸籍等システム以外のシステム**は、従来の文字セットを使用することを経過措置として可能とする。この経過措置の期間については、移行の難易度が極めて高いと考えられるシステムの所要の移行完了の期限を目途とし、移行状況等を踏まえ、デジタル庁及び総務省において必要に応じて見直すこととする。

**【例外】戸籍等システム**は、従来の文字セットを使用することを経過措置として可能とする。

## 移行期間・経過措置期間イメージ

標準準拠システムへの移行	戸籍等以外のシステムで行政事務標準文字を使用	全ての標準準拠システムで行政事務標準文字を使用
	2026 . . . . .	. . . . . 20xx

移行期間

経過措置期間

経過措置期間

●標準準拠システムへの移行期限（原則2026.3.31）

○戸籍等システム以外の経過措置期間

○戸籍等システムの経過措置期間